

# MFJ国内競技規則 2026

## 付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則

### 1 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が発給、管理する競技ライセンス等級の昇格・降格に関して規定し、モーターサイクル競技の公正を図ることを目的とする。

### 2 2026年度昇格ポイント対象期間

2026年度の昇格ポイント対象期間は2026年1月1日から2026年11月30日までとし、昇格となった資格が有効となるのは2027年1月1日からとする。

昇格ポイント対象期間が変更される場合は、各選手権ごとに公示される。

### 3 昇格、降格の種類と手続き

#### 3-1 自動昇格とは

昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。自動昇格対象者にはその年の12月中にMFJより通知される。なお、昇格後の区分が有効となるのは2027年1月1日からとする。

自動昇格後の区分は、**10.自動降格の基準** 10-1 自動降格基準表に示す年度まで維持される。

#### 3-2 申請昇格とは

昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得て申請した場合、ライセンスは上位区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の12月中にMFJより通知される（ロードレースフレッシュマン→国内の場合および年齢昇格は除く）。

申請昇格の権利を得て、申請昇格期間内に手続きをしなかった場合は、申請昇格の権利はなくなる。なお、昇格後の区分が有効となるのは2027年1月1日からとする。昇格を希望する者は昇格手続きが完了するまでの競技会には出場できない。

また、申請昇格の手続きを行った後、昇格の取り消しは一切認められない。

#### 3-3 自動降格、特別降格とは

ライセンスの欠格期間による自動降格、本人の申請により審査される特別降格がある（**10.自動降格の基準**参照）。

#### 3-4 再昇格規定とは

ライセンスを降格した者が**13.再昇格基準**に明記された成績を修めた場合、ライセンスは再度昇格する。

### 4 公認競技会で与えられる得点（ポイント）

#### 4-1 公認競技会で与えられる得点（以下ポイントという）は公認競技会の格式別に完走者に対し、その成績に応じて下記のように与えられる。

昇格に関するポイントとして適用される。

① ロードレース／トライアル／スーパーモト／スノークロス

全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	25	20	16	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

・決勝出走台数にかかわらず、上位15位までの完走者に対しポイントが与えられる。

・開催クラスの成立台数は2台以上とする。

② ロードレース／トライアル（グランドチャンピオン大会）／スーパーモト／スノークロス 県大会の  
ポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

・決勝出走台数にかかわらず、上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。

・開催クラスの成立台数は2台以上とする。

③ モトクロス（全日本選手権・全国大会・地方選手権）のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	35	32	30	28	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
順位	16位	17位	18位	19位	20位	21位	22位	23位	24位	25位	26位	27位	28位	29位	30位
得点	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※開催クラスの成立台数は2台以上とする（1台は不成立）。

※ポイントは完走者に対し与えられる。

※「完走者」とは優勝者の75%（小数点切捨て）以上の周回数を完了した者をさす。

④ エンデューロ（全日本・エリア選手権）のポイントスケール ※複数日数（2日間等）開催の場合は  
1日ごとに付与

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

4-1-1 ロードレースのナショナルJ-GP3、JP-SPORTクラスは、国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走が認められ、総合順位によってポイントが適用される。

4-1-2 トライアルのジュニアクラスは、国内B級との混走が認められ、総合順位によってポイントが適用される。

4-2 MFJカップ、地方選手権、エリア選手権等のランキング決定基準に特別な記載がない場合は、**14. 全日本選手権ランキング決定基準**を適用する。

## 5 ロードレースライセンスの昇格

### 5-1 ジュニア➡フレッシュマン

自動昇格

当該年(2026年1月1日～12月31日まで)に16歳になる者は誕生日前でも自動的にフレッシュマンとなる。

### 5-2 ジュニア➡国内

#### 5-2-1 MFJカップJP-SPORT選手権シリーズ

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

MFJカップJP-SPORT選手権シリーズのナショナルクラスにおいて、30点以上のポイントを得て、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

ポイントは、**4. 公認競技会で与えられる得点（ポイント）** 4-1 ①全日本選手権：MFJカップ：地方選手権：エリア選手権のポイントスケールが適用される。

## 5-2-2 地方選手権

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

各地方選手権シリーズ（2026年11月30日まで）のナショナルJ-GP3、JP-SPORTクラスにおいて、以下のポイントを得て、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

各地方選手権	J-GP3・JP-SPORT
十勝、SUGO、筑波、もてぎ、鈴鹿、岡山、HSR、POLISPA	30点以上

・複数の地方にまたがるポイントの合算はできない。

・ポイントは、総合順位（国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走）によって付与されるポイントとする。

・ポイントは、④公認競技会で与えられる得点（ポイント）4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

## 5-3 フレッシュマン→国内

## 申請昇格

下記のいずれかの条件を満たす者は国内ライセンスが申請できる。この申請は年度の途中でも行うことができるがライセンス追加会費を必要とする。

(1) MFJ公認サーキットのライセンス取得者で当該サーキットにおける3時間以上のスポーツ走行をしていること（複数のサーキットでの走行時間の合算は不可）。

(2) フレッシュマンライセンスを所持し、MFJ公認サーキットで開催された公認・承認ロードレース競技会に2回以上出走の実績があること。

有効期間：前々年（2024年1月1日以降）の競技会より

(3) フレッシュマンライセンスを所持し、MFJ公認サーキットで開催された公認・承認ロードレース競技会にて下記の成績を得た者。

・予選出走台数が20台以上のレースで10位以内に入賞。

・予選出走台数が10台以上のレースで6位以内に入賞。

有効期間：前々年（2024年1月1日以降）の競技会より

ただし主催者が対象外とする競技会がある。

※(1)は、ライセンス申請時に、スポーツ走行をしたサーキット名、およびサーキットライセンスの画像を提出すること。

※(2)、(3)は、ライセンス申請時に、「ロードレース国内ライセンス資格取得証明願い」を提出すること。

(4) MFJ公認「ロードレース国内ライセンス講習会」を受講すること。

## 5-4 国内→国際

## 5-4-1 MFJカップJP-SPORT選手権シリーズ

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

MFJカップJP-SPORT選手権シリーズナショナルクラス総合ランキング（国内／フレッシュマン／ジュニア）上位5名以内のうち「国内ライセンス」所持者は、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

ポイントは、④公認競技会で与えられる得点（ポイント）4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

## 5-4-2 地方選手権

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

各地方選手権（2026年11月30日まで）JP-SPORT/J-GP3/ST600/ST1000クラスのシリーズランキング

上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

ナショナルJ-GP3、JP-SPORTクラスのポイントは、総合順位（国内、フレッシュマン、ジュニア）によって付与されるポイントとする。

	十勝	SUGO	筑波	もてぎ	鈴鹿	岡山	HSR	POLISPA
ST1000	1	1	2	4	4	2	1	1
ST600	1	1	3	3	5	3	1	1
J-GP3	--	1	2	--	3	1	--	--
JP-SPORT	1	2	3	2	3	1	1	1

- ・ポイントは、④公認競技会で与えられる得点（ポイント）4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。
- ・昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。
- ・当該地方選手権・当該ナショナルクラスがシリーズ戦として成立しなかった場合は該当者なしとする。
- ・開催日程、開催数、参加台数により、主催者からロードレース委員会への申請により昇格人数を変更することができる。

## 5-5 ロードレース委員会指名昇格

ロードレース委員会から指名された者は、昇格が義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

## 5-6 ロードレース特別審査

### 5-6-1 ジュニアから国内への特別審査

下記クラスを対象とし特別審査の申請をすることができる。

ジュニアから国内への申請可能なクラス（MFJ承認競技会以上に登録されているもの）

十勝スピードウェイ	JP-SPORT、Street250、CBR250R/RRカップ十勝ミニバイクレース（スプリント）
スポーツランドSUGO	J-GP3、JP-SPORT、CBR250R/RRカップ
筑波サーキット	J-GP3、JP-SPORT、CBR250R/RRカップ S80
モビリティリゾートもてぎ	JP-SPORT
鈴鹿サーキット	J-GP3、JP-SPORT
岡山国際サーキット	J-GP3、JP-SPORT、CBR250R/RRカップ
HSR九州	JP-SPORT
オートポリス	JP-SPORT
SPA直入	JP-SPORT

同一ライセンス年度内のロードレースジュニアからロードレース国際ライセンスへの特別審査の申請は認められない（ジュニアから国内への昇格者においても2階級昇格は認められない）。

同一ライセンス年度とは、2026年ライセンスの場合、2026年4月1日～2027年3月31日をいう。

### 5-6-2 国内から国際への特別審査

当該年のFIM海外選手権シリーズ（タレントカップ、アジアロードレースなど）の成績を以て特別審査を申請することもできる。

### 5-6-3 この申請を希望する者はMFJホームページにある「ロードレース特別審査申請フォーム」に必要事項を入力し、成績を証明するリザルトを添えMFJ事務局に申請する。

また、申請後にMFJ事務局からメールで通知される「申請料の支払い案内」に沿って、申請料6,050円（税込、決済手数料含む）を納入する。

### 5-6-4 この申請は、2026年11月1日から12月31日（締切）を受付期間とし、MFJ事務局に申請を行うこととする。期限を過ぎたものは一切受理されない。

### 5-6-5 この特別審査はサーキット施設、およびMFJ専門委員会での審査結果による。

## 6 モトクロスライセンスの昇格

- 6-1 ポイントは、**4. 公認競技会で与えられる得点（ポイント）** 4-1が適用される。  
 6-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

### 6-3 PC→ジュニア

自動昇格

当該年（2026年1月1日～12月31日まで）に9歳になる者は誕生日前でも自動的にジュニアとなる。

### 6-4 ジュニア→国内B級

自動昇格

当該年（2026年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

#### 6-4-2 特別審査（体格を理由とする申請）

**この申請は原則として身長が160cm以上あり本人が昇格を望む場合に申請ができる。**

- 6-4-2-1 この申請を希望する者はMFJホームページにある「モトクロスライセンス特別審査申請フォーム」に必要事項を入力し、身長が160cm以上あることを証明する公的書類を添えMFJ事務局に申請する。  
 公的書類とは、学校での身体測定結果、医療機関で発行される証明書等をいう。  
 また、申請後にMFJ事務局からメールで通知される「申請料の支払い案内」に沿って、申請料6,050円（税込、決済手数料含む）を納入する。
- 6-4-2-2 この申請は、年度途中でも申請することができる。
- 6-4-2-3 この特別審査はMFJ専門委員会での審査結果による。

### 6-5 ジュニア→国内B級または国内A級

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

公認競技会（2026年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	2	5	10	※	※	4	2	※

**※は後日発表**

### 6-6 国内B級→国内A級

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

公認競技会（2026年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

**※85cc クラス以下は昇格の対象としない。**

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	6	6	15	※	※	6	6	※

**※は後日発表**

### 6-7 国内A級→国際B級

**申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）**

公認競技会（2026年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）

は**昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。**昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	4	3	7	※	※	3	5	※

※は後日発表

## 6-8 國際B級→國際A級

### 6-8-1 自動昇格

全日本選手権IBOPENクラスのシリーズランキングで1位～5位にランクされた者は自動昇格する。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

### 6-8-2 申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

地方選手権インターナショナルオープンクラスの國際B級最上位1名および同点の者で、かつ当該年度の全日本選手権IBOPENクラスで1回以上、決勝レースで5位以内を獲得した者は、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

## 6-9 モトクロス全国大会の昇格

### 申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

各クラスで優勝した者は、昇格申請手続きを行った場合、2階級申請昇格することができる。

ジュニア（2ヒート総合優勝者1名）→國內A級または國際B級（※）

國內B級（2ヒート総合優勝者1名）→國際B級

國內A級（2ヒート総合優勝者1名）→國際A級

モトクロス全国大会で獲得したポイントの各地方選手権への加算はしない。

※ジュニアから國際B級への昇格を希望する場合、MFJモトクロス委員会の審査・承認を必要とする。

審査の為に必要な情報は、昇格通知とともに当該選手に直接連絡される。

## 6-10 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照。

## 6-11 モトクロス委員会指名昇格

モトクロス委員会から指名された者は、昇格が義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

## 7 トライアルライセンスの昇格

7-1 ポイントは、④公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

7-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

### 7-3 ジュニア→國內B級

自動昇格

当該年（2026年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に國內B級となる。

### 7-4 ジュニア／國內B級→國內A級

ジュニア部門は國內B級との混走が認められ、昇格の基準は國內B級と同格に扱われる。

### 自動昇格

各地方選手権および公認競技会（2025年11月30日まで）において合計で下記のポイントを得た者（複数の地方にまたがるポイントの合算はできない）かつシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下記の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
得点	—	—	—	—	50	65	—	—
人数	1	5	10	12	7	8	2	5

## 7-5 国内A級→国際B級

### 自動昇格

地方選手権（2026年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下記の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	1	3	5	4	3	3	1	2

## 7-6 国際B級→国際A級

### 自動昇格

全日本選手権国際B級のシリーズランキングで1位～5位にランクされた者は自動昇格する。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

### 申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

地方選手権にてシリーズチャンピオンとなった者は、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。

## 7-7 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照。

## 7-8 トライアルグランドチャンピオン大会グランドチャンピオンクラスの昇格

### 申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

グランドチャンピオンクラス（ジュニア／国内B級／国内A級混走）の上位10位までの入賞者は、昇格申請手続きを行った場合、国際B級へ昇格することができる。

## 7-9 全日本選手権 国際A級↔国際A級スーパークラス

### 申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

全日本選手権国際A級クラスのシリーズランキングで2位～5位にランクされた者は、申請により国際A級スーパークラスへの昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。またシーズン途中でのクラス昇格は不可とする。

### 自動昇格

全日本選手権国際A級クラスのシリーズランキングでシリーズチャンピオンを獲得した者は、翌年国際A級スーパークラスへ自動昇格する。

### 自動降格

全日本選手権国際A級スーパークラスのシリーズランキングでシリーズランキング11位以下の者は、翌年国際A級クラスに自動降格する。この場合、再昇格規定は適用されない（ただし、世界選手権ポイント獲得者等、トライアル委員会が特に認める者は除く）。

## 7-10 トライアル委員会指名昇格

トライアル委員会から指名された者は、昇格が義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

## 8 スーパーモトライセンスの昇格

### 8-1 B級→A級

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

全日本スーパーモト選手権に併催される「S1チャレンジ」シリーズのS1 OPEN・S2・S3クラスで、いずれかの大会においてB級1位の成績を修め、かつ同一クラスにてシリーズポイント50点以上得た者は、申請によりスーパーモトA級に昇格できる（ポイントは **4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント）  
4-1 ①全日本選手権：MFJカップ：地方選手権：エリア選手権のポイントスケールが適用される）。昇格を希望するものは昇格手続きが完了するまで競技会に出場できない。

### 8-2 スーパーモト委員会指名昇格

スーパーモト委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

## 9 エンデューロライセンスの昇格

### 9-1 国内B級→国内A級

自動昇格

全日本選手権NBクラスのシリーズランキングで1～8位にランクされた者は自動昇格する。

自動昇格

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）NBクラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

エリア	北海道	東日本	中日本	西日本	九州
人数	5	6	<b>8</b>	6	<b>3</b>

### 9-2 国内A級→国際B級

自動昇格

全日本選手権NAクラスのシリーズランキングで1～5位にランクされた者は自動昇格する。

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）NAクラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

エリア	北海道	東日本	中日本	西日本	九州
人数	3	3	3	<b>3</b>	2

### 9-3 国際B級→国際A級

自動昇格

全日本選手権IBクラスのシリーズランキングで1～3位にランクされた者は自動昇格する。

申請昇格（申請期日：2026年12月31日締切）

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）IBクラスのシリーズチャンピオンで、かつ

当該年度の全日本選手権IBクラスでポイントを獲得した者は、昇格申請手続きを行った場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

#### 9-4 エリア選手権におけるボーナスポイントについて

各エリア選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。

※ボーナスポイント対象大会は、各エリア選手権カレンダーを参照。

#### 9-5 エンデューロ委員会指名昇格

エンデューロ委員会から指名された者は、昇格が義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

### 10 自動降格の基準

- 10-1 当該種目のライセンスの更新がなされなかった場合は、その欠格期間（ライセンスを取得しなかった期間）によって次表のとおりライセンス区分が自動降格となる。

●自動降格基準表 ※2026年度ライセンスを取得した場合

種目	モトクロス・エンデューロ				トライアル				ロードレース	スノークロス スーパーMト	
	区分	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級		
最終ライセンス取得年度	区分	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級
2024年（欠格1年）	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級	
2023年（欠格2年）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
2022年（欠格3年）	〃	国内B級	〃	〃	〃	国内B級	国内A級	〃	〃	〃	
2021年（欠格4年）	〃	〃	国内A級	国際B級	〃	〃	国内B級	国際B級	国内	B級	
2020年（欠格5年）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
2019年以前	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃	

※ロードレースライセンス取得者（ジュニア、フレッシュマン、国内、国際）で、10年以上欠格期間がある場合は、フレッシュマン再取得者はMFJ公認サーキットライセンス（当該年度有効）を取得するか、MFJ公認フレッシュマンライセンス講習会を受講しなければならない。国内再取得者は公認サーキットライセンス取得のうえ当該サーキットでの3時間走行証明を取得するか、MFJ公認国内ライセンス講習会を受講しなければならない。

- 10-2 過去に各種目の年間世界チャンピオンとなった者は自動降格基準表にかかわらず当該種目の最上級部門のライセンス申請とする。申請時にMFJ事務局に連絡を必要とする。

- 10-3 過去に各種目の最上級区分（現ロードレース国際、モトクロス国際A級、トライアル国際A級、エンデューロ国際A級）で各クラスの全日本年間チャンピオンとなった者は希望により自動降格基準表の対象外となることができる。ただし、最上級区分を再申請する場合は、MFJ事務局に連絡を必要とする。

- 10-4 国際ライセンス発行特別申請（ロードレースのみ適用）

ロードレース国際から国内に自動降格となった場合、「国際ライセンス発行特別申請」の手続きを行い、ロードレース委員会の審査によって認められた場合に限り、国際ライセンスを取得できる。ただし、過去に特別降格により国内ライセンスを取得した場合を除く。

- 10-4-1 10-4の申請を希望する者はMFJホームページ「ロードレース国際ライセンス発行特別申請フォーム」に必要事項を入力し、申請料、未更新となった年度から国内ライセンスに降格となった年度までの欠格期間分の会費および当該年度の会員ライセンス申請料を添えMFJ事務局に申請する。会費の算出は2026年度の会費を基準としMFJ事務局に確認を行うこと。

なお、欠格期間が10年以上の場合は、申請者自ら「国際ライセンス」所持者であった証明書（例：過去のライセンス、レースリザルト等）を提出しなければならない。

申請料、ライセンス会費の納入は、申請後にMFJ事務局からメールで通知される「申請料の支払い案内」に沿って、申請料6,050円（税込、決済手数料含む）および会員ライセンス申請料を納入する。

- 10-4-2 申請理由が、ロードレース界への貢献と認められた場合は、会費負担の軽減が適用されることがある。

## 11 特別昇格およびその手続き

2021年度から特別昇格制度は廃止された。

## 12 特別降格およびその手続き

- 12-1 特別降格申請者は、当該年度有効な当該種目ライセンス所持者に限られる。
- 12-2 原則としてそのライセンス区分にて得点を得られないまま1年以上経過した者で、降格を希望する者は、特別降格の申請ができる。
- 12-3 **この申請期間は、2026年11月1日から12月31日（申請受付日）とし、MFJ事務局に申請を行うこととする。**  
**期限を過ぎたものは一切受理されない。**
- 12-4 特別降格を希望するものは、MFJホームページにある「MFJライセンス特別降格申請フォーム」に必要事項を入力し、MFJ事務局へ申請する。  
 また、申請後にMFJ事務局からメールで通知される「申請料の支払案内」に沿って、申請料6,050円（税込・決済手数料含む）を納入する。  
**【申請手続きの流れ】**  
 (申請者) 「特別降格申請フォーム」に必要事項を入力しMFJ事務局に送信する。  
 (MFJ) MFJ事務局で内容を確認し、申請料(税込・決済手数料含む)の支払案内をメールで通知する。  
 (申請者) 申請者は決支払案内に沿って申請料（税込・決済手数料含む）を納入する。  
 (MFJ) MFJ専門委員会で審査を行い、結果を申請者に通知する。  
 (申請者) 会員マイページにて審査結果後のライセンス資格が表示されているか確認する。
- 12-5 この特別降格についての審査は、MFJ専門委員会での審査結果による。
- 12-6 この特別降格により降格した年度は再昇格基準が適用される。

## 13 再昇格基準

自動・特別降格が適用されたライセンス年度（有効期間内）のみ、以下の基準に適合する場合は、年度中でも再昇格することができる。自動降格により2階級以上降格した場合、その年度内であればひとつずつ2階級の昇格も認められる。基準に適合した者は、MFJホームページにある「競技ライセンス再昇格申請フォーム」に必要事項を入力し、成績結果、リザルトを添えMFJ事務局へ申請する。この規則は、欠格期間が10年以上ある場合は適用されないが、トライアルのみ別に定める（※）。

- 1) ロードレース
    - (1) 地方選手権以上のシリーズ大会において、原則として優勝した者。
    - (2) 公式記録によるラップタイム等により、MFJロードレース委員会が特に必要と認め、承認した者。
  - 2) モトクロス
    - (1) 国際B級へ降格した場合は、全日本選手権IBOPENクラスで優勝した者。
    - (2) 国内A級へ降格した場合は、地方選手権ナショナルクラスで優勝した者。
    - (3) 国内B級へ降格した場合は、地方選手権ノービスクラスで優勝した者。
    - (4) MFJモトクロス委員会が特に必要と認め、承認した者。
  - 3) トライアル
    - (1) 国際B級に降格した場合は、全日本選手権IBクラスで優勝した者。
    - (2) 国内A級に降格した場合は、地方選手権NAクラスで優勝した者。
    - (3) 国内B級に降格した場合は、MFJ公認競技会NBクラスで優勝した者。
- ※ トライアルに限り（1）～（3）で資格を得た者は欠格期間10年以上を過ぎた場合でも適用することができる。  
 ただし、所属する地区トライアル部会の部会長の推薦状を必要とする。

- (4) MFJトライアル委員会が特に必要と認め、承認した者。
- 4) スーパーモト
- (1) B級に降格した場合、S1チャレンジにおいて優勝した者。
  - (2) MFJスーパーMOT委員会が特に必要と認め、承認した者。
- 5) エンデューロ
- (1) 降格したクラスにおいて、全日本またはエリア選手権シリーズで優勝した者。
  - (2) MFJエンデューロ委員会が特に必要と認め、承認した者。

## 14 全日本選手権ランキング決定基準

### 1) 全日本選手権ランキング順位決定方法

全日本選手権ランキングの順位は次の方法により決定される。

- (1) 全日本選手権シリーズ大会で得た得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。なお、各種目競技規則に有効ポイント制の適用が定められている場合は、それに従い順位を決定する。ただし、獲得点数が40点未満の場合はチャンピオンとせず、ランクイン2位とする。
- (2) 上記(1)で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。※ポイント圏外の順位は対象とならない。  
例：同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。これでも同位の場合、2位を獲得した回数を比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- (3) 上記(2)で決定できない場合、最終戦成績結果（最終ヒートレース）の上位順位の者を上位とする。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
- (4) 上記(3)で決定できない場合、最終戦に近い大会の成績結果の上位順位の者を上位とする。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
- (5) 上記(4)で決定できない場合、前年度のランキング上位の者を上位とする。
- (6) 上記(5)で決定できない場合、MFJ当該種目専門委員会において最終決定する。

### 2) 地方選手権ランキング順位決定方法

基本的に全日本選手権ランキング順位決定方法に準ずる。

### MFJ MOTO AWARDS 全日本選手権ランキング認定表彰式典

全日本選手権ランキング決定基準に基づき決定された選手およびその他特別賞対象者の栄誉を称え、2026年12月に開催されるMFJ MOTO AWARDSにて表彰される。受賞者は必ず出席しなければならない。

## 15 競技役員／講師ライセンスの昇降格

- 15-1 競技役員に従事する者は、そのライセンス区分と役務に応じて実務ポイントが付与される。  
15-1-1 実務ポイントの対象となる役務は、以下に定めるものとする。

大会役務 級別	格式	審査委員長	審査委員	競技監督	各役務 (長・副)	各役務 (一般)	事務局長	事務局
2級	GP	—	—	—	10	5	—	5
	全日本	—	15	15	10	5	10	5
	地方	10	10	10	5	3	5	3
	承認	10	10	10	5	3	5	3
3級	GP	—	—	—	—	5	—	5
	全日本	—	—	—	—	5	—	5
	地方	—	—	—	5	3	5	3
	承認	—	10	—	5	3	5	3

- 15-1-2 実務ポイントは、他種目の競技役員業務に従事した場合、等級昇格に必要な実務ポイントは原則付与されない。
- 15-1-3 特例競技役員制度における実務ポイント  
以下の競技に限り、他種目競技役員ライセンスによる従事でも、実務ポイントを付与する。  
① エンデューロ競技：モトクロス競技役員、トライアル競技役員ライセンスによる従事  
② スーパーモト競技：ロードレース競技役員、モトクロス競技役員ライセンスによる従事
- 15-2 競技役員ライセンスの昇格基準  
競技役員ライセンスの昇格は、以下の条件を満たした場合に認められる。  
① 3級から2級への昇格  
同一種目において、実務ポイントが15点以上となった者。  
② 2級から1級への昇格  
2級取得後、同一種目において、実務ポイントが50点以上となった者。
- 15-3 講師ライセンス  
講師ライセンスの昇格は、以下の条件を満たした場合に認められる。  
① 3級から2級への昇格  
当該種目のライセンス取得講習会において、補助講師として5回以上従事した者。  
② 2級から1級への昇格  
当該種目のライセンス取得講習会において、主任講師として5回以上従事した者。
- 15-3-1 昇格申請の手続き  
講師ライセンスの昇格を申請する際は、以下の書類をMFJ事務局へ提出しなければならない。  
・講習会開催日を記載した活動実績表  
・その他、MFJが定める必要書類（該当する場合）
- 15-4 特例昇格  
役員／講師とも実績を充分満たしたうえで、MFJ地区スポーツ部会、MFJ公認サークットから昇格推薦を受けた者は、昇格が認められる場合がある。
- 15-5 競技役員／講師の降格基準  
競技役員／講師ライセンス取得者で10年以上更新手続きを行なっていない場合は、1等級の降格とする。

## 16 本規則の施行

本規則は、2026年1月1日から施行する。